

生活文化スポーツ部情報センター
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
電話 027-226-2271
FAX 027-223-2944
E-mail kenminsen@pref.gunma.lg.jp
迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部 (@pref.gunma.lg.jp) を面
隠化しております。

[群馬県ホームページについて](#) [お問い合わせの徹底](#) [サイトマップ](#) [著作権のご案内](#) [県へのお問い合わせ一覧](#)

群馬県庁 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
電話番号（代表）：027-223-1111 法人番号：7000020100005

群馬県庁のホームページ | 群馬県庁のホームページの公開状況とお問い合わせセンター | © 2017 群馬県

本

利用者機能

モバイル版
Foreign Language
住所読み上げ
色を茶色系 白 黒 青
文字サイズ 拡大 標準

くまちゃんモードへ

カスタム検索

検索

くまの魅力
観光

健康・福祉

子育て・教育
文化・スポーツ

くらし・環境

防災
消費者・食品

しごと・産業
農林・土木

県政情報

現在の位置: トップページ > 情報公開 > 情報公開・個人情報保護 > 情報公開 > 群馬県情報公開審議会 > 第24回情報公開審議会議事概要

関連ページ

群馬県情報公開審議会

最終更新日: 2017年2月28日

シェア 印刷 印刷

第24回情報公開審議会議事概要

▼バナー広告



バナー広告
お申し込みのご案内

- 日時 平成29年1月12日(木) 13時20分～15時15分
- 場所 群馬県庁第171会議室(県庁17階)
- 出席者 情報公開審議会委員5名、事務局6名
- 議事
 - 県民センターの在り方について
 - 群馬県情報公開条例の施行状況について
 - 審議会等における会議の公開について
 - その他

(1) 県民センターの在り方について

(西村会長)

事務局から、まずは説明をお願いします。

■事務局から、「資料1」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(熊栄川委員)

県民センターの場所については、私も行く時に分からなかったので、一般の人が来てよいのであれば、現在の場所を移動しないにしても扉書きの「県民センター」だけの案内ではなく、くまちゃんと一緒に表示されたものなど、もっと緩やかな感じの案内がもう少しあってもよいのかなと思いました。

(清水委員)

場所が2階ということが入りづらいと思うので、誘導策などを検討する必要があると思います。

(事務局)

1階から上がる階段付近に「県民センター」という案内を出していますが、少し分かりづらいのかもしれないですね。

(片岡委員)

県民センターは資料も非常に充実していて、事業者も利用でき、学生も調べ作業するのに良い場所です。私自身も活用したいと思いました。県民センターがあることは非常に重要であると感じたところですが、先ほど御指摘があったように、場所が分かりづらいということが一番の印象です。確かに「県民センター」と書かれている案内がありますが、現状では受付に聞かないと分かりづらい状態ですので、もう少し分かりやすくすることが必要だと感じました。また、今回の審議会があって私も初めて県民センターを知りましたが、ほかの県民の方もそうですが、お土産を買いたい方や情報を知りたい方に対するPRとして、来館した時にくまちゃんの看板があって、

県民センターでグッズも買えるという案内であったり、展覧ホールに来られる方も多いと思うので、そちらにも案内を出すことなどにより、もっと利用していただけるのではないかと思います。

(西村会長)

事務局の説明の中で、過去に県民センターの運営に関する検討会を開催して議論したことがあるということですが、この検討会は今後開かれる予定はないのですか。

(事務局)

平成21年度に7回、その後平成22年度と平成23年度に1回ずつ開催して、この検討会は終了しました。そのため、現時点でこの検討会を開催する予定はありません。

(西村会長)

今回、在り方を検討するに至った前提として、所属で色々検討をされたと思いますが、それをずるききっかけは何かその必要性を感じたということでしょうか。

(事務局)

利用者数が極端に減っている訳ではないのですが、多かったときと比べると少ない状況が続いています。それから、県民センターが分かりづらいという話も部内の検討でも出ておまして、その分かりづらさを解消するためにはどうしたらよいかを検討しているのですが、どうしても我々だけでは、お金の話が先に来てしまいますので、そういう先入観や決めつけ無しに意見を出す必要があるのではないかと感じているところです。今回この審議会で、一種の情報公開という側面からと、外部の立場からという2つの観点から御意見をいただけるのではないかと思います。お聞きさせていただきます。

(西村会長)

これまで利用者から意見や要望などを集めたことはありますか。

(事務局)

色々な方から御意見を伺いたいことから、今年度の12月に1ヶ月間、県民センターにアンケート箱を置いてみましたが、あまり意見が入らなかったのが参考になるかどうか分かりませんが、利用していただいた方からは、色々なコーナーがあって充実しているし、こういう風に資料が揃っているところはあまりないので、継続して欲しいという意見を幾つかいただきました。

(熊栄川委員)

それは利用した方の意見であって、利用されていない方の意見はないということですよね。そうすると偏った意見になってしまうかもしれないですね。

(事務局)

今回は利用している方からの回答でしたが、その内容は極端に2つに分かれていました。一方は、いつも県民センターを使っているので、このサービスを継続してもらいたいというもの、もう一方はかなり否定的な意見を出されたものです。そのため、我々が知りたいと思っているような「ここをこういう風にしたら方がよいのではないかな」という意見は、そのアンケートでは、ほとんどありませんでした。

(熊栄川委員)

県として欲しい意見は、存続させるかというより、どう改善したらよいかというものです。

(事務局)

資料1のとおり、残した方がよいと考えているものがほとんどですが、ただし、それが本当に利用者にとって使いやすい状況なのかという視点や、もっと違う種類の資料があった方がよいのではないかなということなど、そういう意見が欲しいという気持ちがあるところでもあります。

(熊栄川委員)

そうすると案内係の方がもう少し外へ出た方がよいのではないのでしょうか。せっかくお金を払っているのであれば、もう少し外に出たり活気を持ってやってもらった方がよいのではないのでしょうか。

(事務局)

正直なところ、県民センターの方から「こういう業務で」と提示して、それに対して業者が金額を示して契約をしていることから、割と低い額での契約になっている状況でありまして、県からははっきり示された以上のことはやれないという感じでありまして。

(雅楽川委員)

割と低いというのは時給にしたらいくら位なのでしょう。

(事務局)

実際に払っている金額は、分かりません。個々の労働契約まで見ていないので分かりませんが、給与はそれほど高くないだろうと思っています。

(雅楽川委員)

一度は交渉し直した方がよいかもしれないですね。役割について「こういうこともしていただきたい」とか。それから、くんまちゃんグッズですが、前に見たときよりも倍以上の広さになっているので、売れているということですね。やはり、欲しい方も多くいらっしゃるようで、もう少しくんまちゃんグッズもアピールされた方がよいのかなと思います。

(長谷川委員)

私もくんまちゃんグッズを見に来たことが一度ありましたが、奥に行政資料があるとは知りませんでした。おれだけの行政資料を自由に見ることができるように置いてあることは素晴らしいことだと思いますが、私も含めて、あそこに行政資料が置いてあるということを知らない人が多いと思いますので、何らかの機会に、県民センターに行けばこういう行政資料を見ることができるということをお知らせしていただくのがよいのではないかと思います。それから、何の目的もない人に寄ってもらうことを目指すのか、ということも考える必要があると思います。くんまちゃんグッズを充実させれば、何となくそれを見に来た人が、ほかにも目が行くこともあると思いますので、そういう意味で、あそこに情報発信コーナーを置くのはよいアイデアかもしれませんが、県民センターは、基本的には情報公開請求や行政資料を見るといった目的を持って来る方のための場所だとすれば、情報発信コーナーの立派なパネルなど、あそこに置くためだけにあのパネルを作ったのだとしたら、少しもったいないと感じました。私はそうする必要はないと思っておりまして、目的がない人も来てもらいたいのか、その辺のコンセプトを考慮されたらよいのではないかと思います。

(西村会長)

どこまで手間暇をかけて充実させるかですが、私は、群馬県の様々な情報を調べることができるのであれば、学生に利用させてそういう研究をするように薦めますし、私自身も何か調べ物をするのに利用して活用できればと思います。県民センターは、1階でやるイベントのついでに寄ってもらうということでのよいのか、群馬県の資料館ということで資料を充実させていくことを考えるのか、どのように県民センターを活用させるべきなのか少し考える必要があると思います。

(事務局)

今回検討するに当たって、所内でも考えていたところですが、現時点では資料1で示したところまでが検討の結果です。ただし、外部の方に見ていただいて、どういう方向性がよいのではないかと、情報公開事例の視点から情報の公表や情報の提供のコーナーをもう少し増やした方がよいのではないかと、そういう御意見をいただければ、所内で検討したいと思っております。

(片岡委員)

資料を収蔵してしまうと、目的のものがある人にとっては良いと思いますが、学習目的で訪れる方にとっては、現状のように開架式になっていた方が見やすいと思いますし、情報公開という観点でも、現状の開架式がよいのかなと思いました。また、収蔵してしまうと案内員の専門性が必要となります。物知りステーションなどは、観光案内の側面もあり、あれはあれで良いと思いますし、本当に行政資料を調べたい方と、お土産など、くんまちゃんグッズや観光情報などライトな情報を知りたい方と、それぞれに対して知ってもらうための工夫をした方がよいと思いました。例えば、案内員の業務を見直す中で、県庁に来られた方を案内するツアーみたいなものを作って、その時に県民センターを最後に案内して、グッズの販売やパンフレットなどに誘導してもよいのかなと思いました。観光のような形で誘導することや、開架資料を専門的に調べたい方のために、それはしっかりと残しておくというような感じで考えてよいのではないかと思います。

(清水委員)

3階にも観光情報があると思いますが、それと県民センターとの棲み分けはどのように考えていますか。

(事務局)

3階は観光情報であり、県民センターは事業のチラシなど、県の事業として知って欲しいものを配架しているのですが、重なっているものもあります。

(清水委員)

双方で、それぞれに誘導するような案内も必要ではないかと思っています。

(片岡委員)

現在、展望に県民センターの案内はありますか。

(事務局)

無いです。展望には案内員が一人いて、そこをよくある質問としては、「あの山は何ですか」とか「ここからスカイツリーは見えますか」とか、そういうことに応えております。それから、展望には、保育園の園児などが、園の行事で来ることが多いのですが、階段などで危ないこともあるので、そういう時に注意したりすることが多くなっています。

(片岡委員)

表示などで構わないので、県民センターには行政資料やパネル、パンフレット、グッズの販売があるという案内があるとういのではないかと思います。

(雅楽川委員)

逆にくんまちゃんのお店を展望に上げてしまうというのはどうでしょうか。

(事務局)

以前、ワゴンみたいなものを置いて売ったこともあったようですが、あまり売れなかったということと、生協から雑居なので商品管理が大変だったということもあって、展望はやめて県民センターでの販売になったという経緯があるようです。現状の2階ですと、生協からの依頼を受けて、県民センターがお金のやり取りをやっていますが、展望ですとそれができなくなってしまいます。

(西村会長)

色々な企画展示がありました。これは県民センターから各所属に依頼して定期的に展示をしているのでしょうか。

(事務局)

はい。県民センターから各所属に対して、上期と下期に分けて例会し、希望された所属から事業の時期と合わせた期間で申し込みがありますので、その各所属の希望をうまく組み合わせて、展示しています。

(西村会長)

先ほどは、あまりじっくりと見ることができませんでしたが、一般的にあのような展示はつまらないことが多いので、ふらっと来た方が見て興味を持ってもらえるようなテーマであるとか、見せ方とか、ある意味で各所蔵にとっては負担になる部分もあると思いますが、そこに工夫の余地があると思います。群馬県の活躍したスポーツ選手など、好きな人にとってはすごく興味を持つものかなと思いました。ただ漠然と各所蔵に照会するのではなく、その時期ごとにテーマを設定するなどして、見せ方を工夫するのがよいと思いました。

(雅楽川委員)

そもそもあの1つの部屋に専門家と一般の人が出入りすることができる空間ということに、そのコンセプトは何だろうと疑問に思います。

(片岡委員)

県民センターへの来庁者の内訳は、グッズや観光情報を少し見たいといった入口側を目的とする方と、行政資料コーナーを目的とする方で、印象としてどれ位の比率になりますか。

(事務局)

奥まで行く人は特定の方が多くて、調査会社の方が医療法人や社会福祉法人の決算書などを見に来ることなども多いのですが、人数としては、入口側の方が多いです。この年末年始でも、子ども連れの御家族の方が多かったように思えます。

(片岡委員)

8対2くらいですか。

(事務局)

入口側の方は滞在時間が短いですが、奥の方に行く方は時間をかけて長く居る感じではあるのですが、人数の割合となると8対2又は7対3という印象です。

(西村会長)

受付で何か書いたりしていませんが、カウントしたりするのですか。

(事務局)

はい。

(雅楽川委員)

これについては、部内でもう少し検討した方がよいのではないのでしょうか。きちんとPDCAを立てて、何が課題なのか、どう行動しようかを考えて、その上で分からないことを一般の人や専門家に聞くという感じで進めた方がよいと思います。

(西村会長)

これは、今後いつまでに案をまとめて改訂しようとしているのでしょうか。

(事務局)

今年度未までに今後の方向性として在り方をまとめまして、来年度以降に実際に改善したり、必要があれば予算要求をするという考えです。そのため、今年度未までに庁内で意見を聞いたりして考えをまとめていく予定です。

(雅楽川委員)

県庁は、年明けに動くことが増えたように思います。もう少し計画を立てて、1年かけてアンケートをとるなど考えた方がよいと思います。

(西村会長)

あとは、学生たちが調べるために利用させていただくとすると、開架資料とは別にデータベースのようなものがあって、パソコンで色々なデータを見ることができるようになっていると、より良いと思います。

(長谷川委員)

情報発信コーナーは内容もそうですが、あれは一般の方に見ていただきたいのであれば、人気があるくんまちゃんグッズを奥にして必ずそこを通過するように配置してもよいのかなと思いました。

(西村会長)

各委員から様々な御意見がありましたので、是非部内で検討していただいて、どのように改善をしたのか実際の変更点などを今後聞かせいただければと思います。

(事務局)

色々御意見を頂きましたので、その点について検討したり庁内の意見を聞いたりして、年度未までに方向性をまとめていきたいと思っています。

(西村会長)

では、本説明への御質問、御意見は終了したいと思います。

(2) 群馬県情報公開条例の施行状況について

(西村会長)

続いて、議事の(2)「群馬県情報公開条例の施行状況について」事務局から、説明をお願いします。

■事務局から、「資料2」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(西村会長)

請求拒否とは、どのようなものがありますか。

(事務局)

請求拒否の例としては、香煙のある請求などで、権利の濫用に当たるものは請求を拒否することがあります。

(西村会長)

不存在や存否応答拒否、取下げの件数は、どのような内訳でしょうか。

(事務局)

詳細な資料が手元に無いので大まかに内訳ですが、不存在が大半を占めていて、取下げが30件前後、存否応答拒否が10件前後といった状況です。

(西村会長)

近年、訴訟になったケースはありますか。

(事務局)

平成13年前には何件ありましたが、最近はほとんど無いと思います。ただし、今年度に入ってから審査請求でなく訴訟をするという話を聞いた案件がありましたが、訴訟になった場合、県民センターに報告することになっていないものですから、こちらで承知していないものがあるかもしれません。

(長谷川委員)

公文書提供制度について、申出件数も提供した公文書数も増加しているということですが、その理由は、制度の対象となる公文書が増えたからなのか、制度の周知などにより請求者が増えたからなのか、両方あるとは思いますが、どのように分析されていますか。

(事務局)

この制度を利用する方が求める公文書として圧倒的に多いのが食品営業許可関係と埋蔵品等構造確認関係になりますが、その件数が増えていることが主な理由だろうと考えております。一方で、制度の対象となる公文書の主なものをリスト化してホーム

ページに掲載しておりますが、制度を所管する県民センターとしても対象公文書を増やすべく各所管に働きかけをしていますが、今のところ新たに対象とした公文書でニーズの高いものはあまりないのが実情です。

(西村会長)

不存在等件数について、平成25年度が300件、平成26年度が211件ですが、昨年度は155件と減少しているのは何か考えられる理由がありますか。

(事務局)

例えば、請求された公文書が、何らかの申請内容をまとめたものであって、その申請が当該月に発生しなかった場合に、作成も取得もしていないことを理由に不存在になるケースがありますが、そのような請求が多ければ、不存在決定の件数が増えます。また、窓口での請求であれば、その場で公文書の有無を確認してから請求にいたる場合が多いので、請求者が求める公文書を保有していない旨をその理由と共に当該請求書に説明することで、請求者が納得して開示請求をしないケースもあります。一方で、事前に確認をせずにFAXや電子申請などで請求するケースもありますので、その場合、事前のやり取りがないことから、不存在決定の件数が増えることに繋がると思っています。

(西村会長)

本来保存すべき文書が保存されていないために不存在になるケースが多いことは問題だと思えます。文書によっては、本来は保存期間を定めておかなければならないと思いますが、それが定められておらず放棄してしまったとか。この不存在決定の内訳は、どのようなものでしょうか。その公文書が当然に存在しないものなのか、過去には存在したが請求時点では存在しなかったものなのか、そういったことは分かりますか。

(事務局)

本条例に基づいて決定した決定通知書の写しを県民センターで取りまとめていますが、それを見る限り、当該公文書が廃棄済みであることを理由とした不存在はほとんど無い状況です。圧倒的に多いのは「作成も取得もしていない」という理由によるものです。

(片岡委員)

公文書開示審査会における諮問案件の処理状況ですが、繰り越し件数が毎年一定数あると思いますが、どのような状況により繰り越されるのでしょうか。

(事務局)

公文書開示審査会は外部委員で構成する審査会ですが、各案件の審査は1回限りではなく複数回にわたります。また、対象公文書の分量が大量であれば、それだけ審査の回数を増やして各情報の非開示情報該当性を審査しています。そのため、職員が集中的に審査をするような性質のものではないことから、どうしても時間がかかってしまう状況であります。また、短期的なことを考えると、審査請求自体も年度当初に新規案件がすべて出そうわけではありませぬので、審査請求がされた日によっては確実に繰り越すものが出てきます。

(西村会長)

平均的な審査期間はどれ位でしょうか。

(事務局)

各案件ごとに審査に要する時間が大きく異なります。明らかに存在しない公文書を不存在とした事案であればそれ程の時間を要しませんが、膨大な量の公文書で黒塗り部分が多量であれば、その一つ一つの黒塗りについて原処分判断が妥当であるかを条例に照らして審査しますので、審査会で何回審査するかによって、最終的な審査期間が変わってくるというのが実情です。

(西村会長)

1年以上のものも結構あるのでしょうか。

(事務局)

審査会の開催が1か月から2か月に1度の開催ですので、黒塗りが多い事案で、5、6回審査することになれば、審査の期間だけでかなりかかります。また、審査の前に、それぞれの当事者から主張書面を出してもらい期間を要するので、それらを合わせると1年以上かかるものも発生します。

(西村会長)

平成27年度は、例年よりも繰り越し件数が多いですね。

(事務局)

昨年度の不服申立ては、下期にされたものが多かったように思います。なお、現在もそうですが、公文書開示審査会は平成17年度から平成20年度頃までは諮問件数が多く2つの部会で審査していたため、年間20件程度処理ができておりました。あとは諮問案件が少ない年もありますので、繰り越しの件数などはその年の状況によって様々です。

(西村会長)

ほかに質問等がなければ、続いて「県民意見提出制度の実施状況」について事務局から、説明をお願いします。

■事務局から、「資料3」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(片岡委員)

意見に対して原案の修正を行ったものも行っていないものがありますが、修正するか否かの判断は、実施主体である各所管がするのでしょうか。

(事務局)

基本的には各所管で判断しています。

(清水委員)

意見がゼロという案件も多いので、各所管でさらなる工夫が必要だと思えますが、どのように考えていますか。

(事務局)

条例や規則の一部改正など、一般の方が意見を出しづらい内容のものもあるので、周知方法の工夫により意見を出してもらうようにするには、ある程度障壁があると感じることもあります。

(雅楽川委員)

県的には、どのような方法で周知していますか。

(事務局)

ホームページへの掲載、県民センターや行政県税事務所への配架、実施主体の所属や関係する地域機関での配架などをしています。

(事務局)

また、その分野の関係団体がある場合には、当該団体に周知したり、関係する審議会の委員に周知するケースもあります。

(長谷川委員)

県が原案を作成するに当たって、事前に関連団体と協議して作成しているから、関連団体からパブコメで意見が出ないような状況もあるのでしょうか。

(事務局)

おそらく、そういうものもあると思います。

(長谷川委員)

パブコメの実施は各所属で判断していると思いますが、県民センターで選別することはないのでしょうか。

(事務局)

要綱を実施を義務づけているものもありますが、それに該当しないものでも所属の判断でできるようになっていますので、県民センターから各所属に対して「この案件はパブコメをやらなくてもよいのではないか」と言うようなことはありません。ちなみに、県民センターでは、各案件におけるパブコメの実施が義務なのか任意なのかの確認を今まではしていませんでしたが、今年度からその報告を求める様式に改正していますので、その所属の判断が分かるようにしています。

(西村会長)

ほかに質問等なければ、以上をもって、本議題への御質問、御意見は終了したいと思います。

(3) 審議会等における会議の公開について

(西村会長)

事務局から、まずは説明をお願いします。

■事務局から、「資料3」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(西村会長)

全体的な傾向としては、平成26年度よりも平成27年度の方がより会議の公開が進んでいることが資料から分かりますが、会議結果の概要として一部しか公開していないものは、会議の性質によって公開が適さないものなのか、そうではないのか、どのような状況になっていますか。

(事務局)

会議の性質によって一部分のみの公開にならざるを得ないものもあると思いますが、状況については分析できていません。

(西村会長)

その辺について、今後分析していただければと思います。

(瀬川委員)

会議の公開が進んだのはよかったと思いますが、まだ完全ではないので、庁内への周知を工夫するなど継続して取り組んでいただき、さらに改善を続けていくことができれば、より公開率が上がると思います。

(西村会長)

ほかに質問等なければ、以上をもって本議題への御質問、御意見は終了したいと思います。

(4) その他

(西村会長)

最後に、議事の4「その他」についてですが、事務局から説明をお願いします。

■事務局から、「資料5、6」に基づいて説明を行った。

(西村会長)

ただいまの説明について、御質問、御意見がございましたらお願いします。

(西村会長)

特にないようですので、以上で予定しておりました議題はすべて終了しました。委員の皆様方には、本審議会の円滑な運営に御協力頂きありがとうございました。

以上をもって議事を終了し閉会した。

資料

- ・ 県民センターの在り方について 資料1 (PDF: 430KB)
- ・ 公文書開示等の実施状況 資料2 (PDF: 199KB)
- ・ 県民意見提出制度の実施状況(27年度) 資料3 (PDF: 192KB)
- ・ 審議会等における会議の公開について 資料4 (PDF: 137KB)
- ・ 群馬県情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表(平成28年群馬県条例第25号) 資料5 (PDF: 111KB)
- ・ 群馬県情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表(案) 資料6 (PDF: 65KB)

このページについてのお問い合わせ

生活文化スポーツ部県民センター
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
電話 027-226-2271
FAX 027-223-2944
E-mail kenmisen@pref.gunma.lg.jp
迷惑メール対策のため、メールアドレスの一部 (@pref.gunma.lg.jp) を画像化しております。

群馬県ホームページについて 使いやすさへの飛越 サイトマップ 県庁舎のご案内 県へのお問い合わせ一覧

群馬県庁 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
電話番号(代表) : 027-223-1111 法人番号 : 7000020100005

注: 本ページの掲載内容(「公開」及び「不公開」)は、掲載された時点の状況に基づき、(公)2017年8月31日現在のものです。